

平成29年度秋田県多面的機能支払交付金の説明会の概要

1.開催要領

□目的

多面的機能支払交付金を活用し、農業・農村の多面的機能の発揮に向けた共同活動に取り組む県内の活動組織が1,086組織となり、取組面積も約9万6千haと耕地面積の64%をカバーしている。

一方、高齢化や過疎化により共同活動への参加者が減少してきているほか、役員のなり手不足や事務処理の複雑化により活動の継続を不安視する組織も現れている。

そのため、県内の活動組織に対し、制度について解説し、質疑等を通じて意見を交換することにより、多面的機能支払交付金制度について、理解を深めてもらい、今後の活動継続の参考としてもらうことを目的に説明会を開催する。

□主催

秋田県、秋田県多面的機能支援協議会

□参集範囲

- ・多面的機能支払活動組織の構成員
- ・県、市町村担当者

□内容

- ・多面的機能支払交付金の概要【秋田県版より】
- ・H29改訂版多面的機能支払交付金の活動の手引き 活動組織用
- ・事務取扱の留意事項について
- ・多面的機能支払 活動要件
- ・地域資源保全管理構想について
- ・H28経理事務指導の結果について
- ・安全対策及び事故防止
- ・DVD放映（『初心者も安心！刈り払い機の使い方』『女性もいっしょに、長持ち目地補修』）
- ・多面経理ソフトの使用方法的説明

2.開催実績

支部名	日時	参加人数	会場名
鹿角	9.6(水) 13:30～16:00	102名	鹿角市交流センター
北秋田	9.4(月) 13:30～16:00	241名	大館市民文化会館
山本	8.30(水) 13:30～16:00	245名	三種町琴丘総合体育館
秋田	9.1(金) 13:30～16:00	381名	秋田テルサ
由利	8.29(火) 13:30～16:00	277名	西目公民館シーガル
仙北	9.20(水) 13:30～16:00	441名	仙北ふれあい文化センター
平鹿	8.24(木) 13:30～16:00	211名	平鹿生涯学習センター
雄勝	8.31(木) 13:30～16:00	132名	羽後町交流施設美里音
合計		2,030名	8会場

3.説明会での質疑応答

質問
①地域資源保全管理構想の作成について説明があったが、昨年度からの変更点があるのか。
②地域資源保全管理構想は、記載例を参考にして任意に(様式など)作成して良いのか。
③可能であれば、県協議会などで保全管理構想の様式を作成していただきたい。今後、県や市町村で策定された管理構想について指導していく事になると思うが、確認する側も確認し易い様式を作成して提供してはどうか。

回答

- ①管理構想の内容については昨年度と変更はないが、H29から届出様式の表紙が1枚追加された。今年度以降、管理構想を作成する場合はこの表紙を付けて市町村に届出いただきたい。
- ②記載例を参考に地域の皆さんで話し合い、自由に作成しても構わない。
- ③様式は昨年度県が作成しており電子データで市へ配布しているので、市から貰っていただきたい。今回の資料へ添付したものと同一のものである。

質問
①8/22の集中豪雨で、急遽予定外の復旧作業が必要となった。改良区に相談したが、復旧まで時間がかかると言われ、本対策での対応を検討している。予定外の事態であり、当然年度当初の計画にも位置付けておらず、予算も確保していない。計画していた草刈りも実質出来ない状況である。今後の組織としての対応について相談したい。
②構成員の中には「予算がないなら借金してでも災害復旧に対応すべき」との意見もある。資金の借入れは可能なのか。

回答

- ①今回の豪雨災害へ本制度で対応可能な措置として、「応急措置」と「特例措置」の2つがある。「応急措置」は農地維持支払の活動にも「異常気象時の対応」として位置づけられているもの。重大な被災でないものは、農地維持活動として対応可能である。「特例措置」は通常の活動要件(草刈りなど)を満たさなくても災害復旧へ優先して交付金を充当することが可能となる措置。ただし、市町村を通して県への申請が必要である。
- ②予算内で対応出来ない場合は、国、市の復旧事業を活用していただきたい。県としては、交付金は可能な限り共同活動の方に充当して頂きたいと考えている。

質問
①H28経理事務指導の結果説明の中で「子供会への支出方法について改善すること(参加者個人への図書カード等)」とあるが、図書カードはダメということか。
②●●地区では多面と中山間の重複する協定がある。草刈りなど基礎的保全活動は多面から支出するよう指導を受けているが、不足の場合は中山間からの支出も可能と聞いている。(例えば年3回の草刈りで2回目まで多面から支出。この段階で予算を使い切るので3回目は中山間から支出。)では、春先の活動の日当、つまり1回目の草刈りに中山間から支出しても良いか。多面の交付が遅いので、1回目の草刈りへの日当払いが間に合わないで中山間から支払いたい。

回答

- ①児童に図書カード以外(恐らく現金)を配っていたので、図書カードに戻してください、という指導である。
- ②原則としては、草刈りなどへは多面の交付金を優先していただきたい。

質問

①H28経理事務指導の結果について、金銭出納簿の日付を領収書の日付にするように、という指摘について。そうすると通帳の年月日と出納簿の年月日が異なる場合があるが、良いのか。

②現在、通帳から引き出した日を支出日としているが、修正した方が良いのか。

回答

①通帳から引き出して翌日以降に支払い、という場合もあるため、異なっても構わない。通帳から引き出した月日は支出した日ではない、ということに注意していただきたい。日当支払をして受取のサイン、ハンコをもらった日、物品を購入した日が支出日である。

②可能であれば修正して頂きたい。しかし、整理も終わりに近づいている組織等は無理に今修正する必要はない。

質問

地域資源保全管理構想について、役員会等で検討したが、取りまとめが非常に難しい。このため、全構成員を対象にアンケート形式で意見を集めたいのだが、アンケートという手法で良いのか。

回答

地域資源保全管理構想についてはひな形を提供している。昨年度、各市町村に配布しているが、その様式に則って項目を埋めていただきたい。アンケートという手法で構成員から意見を募るのは構わないので、その結果を様式に埋め込んで頂ければ良い。構想があるので、将来記載したとおりの活動が出来るとは限らない。「そのようにしていきたい」という内容で良い。作成したらH29から追加となった表紙を付けて市町村長に提出していただきたい。

質問

共同活動中の事故件数の増加が多面的機能支払の取組の拡大に伴うものだ、という説明であったが、果たして本当にそうなのか、という疑問を持っている。地元で共同活動を行っている、高齢化が大変進んでいる事を実感する。作業中に「危険ではないか？」と予測出来る場面が多々ある。この制度が地域の実情になじんでいないのではないかと感じている。そのことがこの数字に反映されてはいないのか。安全対策を講じることは勿論重要ではあるが、活動事態に無理があるのではないか、検証してみるべきではないか。

回答

事故の増加要因が活動の拡大だけではないことは、国と県も理解している。高齢化が進行し、共同作業が実情に伴ったものであるのか経理指導や現地確認によって県としても検証を進めていきたい。国へもこのような意見を伝えていく。制度を歓迎している方々がいる反面、難儀している方々もいる、ということを理解して事業の推進に努めていきたい。

質問

私どもの組織は人数が少なく、1法人と個人農家が3、4人という構成である。個人でも止める人がいて、現状、管理はほぼ法人のみの状況。必須活動を法人に委託して実施しても良いのか。また、その法人の従業員も非農家構成員とできるのか。

回答

法人への委託は構わない。今後、人数が少なくなってくると、そのような形態になってくると考えられる。また、本制度は農業者以外の参加も可能。そのような方々も構成員として活動に参加して貰えるよう働きかけて頂きたい。あとは、合併という方法も選択肢の一つとして検討して頂きたい。法人の従業員も個人構成員(非農家)として参加可能である。

質問

- ①現在、通帳から引き出した日を出納簿の支出日としているが、本来であれば領収書の日付が正しい、ということで間違いはないか。場合によっては日付が前後するが、差し支えないか。
- ②これまでは引き出した日の日報1枚で良かったが、今後は支払日毎の日報が必要になるということか。

回答

- ①領収書の日付が支出日となる。そのため日付が前後するのは構わない。
- ②必要となる。

質問

経理事務指導の結果「草刈り個人対応分を面積割りとしているので作業時間×単価とすること」について、私は疑問に思う。共同活動ではなく、自分の田を草刈りしてそれにお金を払う。自分の田の草刈りは今までも個人でやってきたこと。田が多い人は多くお金が貰え、田が少ない人は貰えない。これでは地域内バランスが崩れる。そんなお金があるんだったら、水路など施設の整備に回すべきだ。そのことは常日頃から県に言っているが、決まって「地域内で決めて下さい」とごまかされる。

回答

日当の支払い方法が誤っているので是正してください、という内容。個人対応の草刈りに対する日当払いについて不満があるというのは分かったが、原則、質問の内容については地域内の話合いで決めて頂きたい。

質問

経理事務指導結果に「年度を跨いでの保険掛け金精算は雑収入とすること」とあるが、年度を跨がないで3月に精算した場合はどういう処理をすれば良いか。

回答

年度内に掛け金が戻ってきた場合は、支出欄に記入してマイナス記号を付け、相殺させれば良い。

質問

領収書の日付を支出日にするように説明していたが、立替払いの場合はどうなるのか。

回答

組織が立替者に支払った日が支出日となる。レシート、領収書の日付ではない。立替の領収書を組織が買い取った日となり、これが支出日となる。立替払い請求書様式があれば活用していただきたい。

質問

- ①地域資源保全管理構想について、一通り説明は聞いたが、よく分からない。
- ②管理構想はあくまでも構想であって、結果、実施に至らなくても良いのか。
- ③今後は高齢化が深刻な問題となってくる。この安全対策に関する資料の概要程度の説明で良いのか。もう少し対策を含めた具体的な物(説明会など)を協議会で行う必要があるのではないか。

回答

- ①地域資源保全管理構想はすべての活動組織が、5年先の将来を見込んで作成し、市町村へ提出する必要がある。雛形は市町村に配布しているので、活用していただきたい。
- ②今の所は提出まで義務づけているが、その後の成果品の検証などをする予定はない。
- ③説明会の予定などはない。地域内で話合っただき、おのおのが危険のポイントなどしっかり認識して活動に取り組んでいただきたい。今後高齢化が深刻な問題となってくるが、地域内で話合っ、無理なく活動に取り組んでいただきたい。

質問

事業計画の認定について説明をしていただきたい。今まで市、改良区、組織との協定があったのがなくなったと聞いた。

回答

協定はH26まではあった。今は認定時に市町村が条件付きで認定することとなっている。工事に関する確認書を付して計画書を提出してほしい。

質問

- ①総会と運営委員会の関係についてお伺いしたい。資料には「総会、または運営委員会」とあるが、手引きには「総会」とあり、紛らわしい。統一していただきたい。
- ②運営委員会ではなく、構成員全員参加の総会という形を取りたいと考えているが良いか。
- ③農地維持と資源向上(共同)の交付金による長寿命化活動について伺いたい。

回答

- ①本日お配りした手引きは「活動組織用」であり、「広域活動組織用」ではない。このため、運営委員会の記述はない。資料は両方の記述があるため、活動組織であれば総会、広域活動組織であれば運営委員会と読み替えていただきたい。
- ②組織の総意であれば、総会という形で行っても良い。
- ③資源向上(長寿命化)の交付は受けているか。(受けている、と回答)そうであれば、維持と共同の交付金で長寿命化の取組は出来ない。補修は良いが、更新は出来ないということになる。

質問

支出日を領収書の日付にするように、という指導について。銀行から下ろした日付を支出日としてきた。今からの修正は無理だし、今後も今まで通りのやり方(支出日はお金を下ろした日)で整理していきたい。

回答

修正することで混乱が生じるのであれば無理に修正する必要はない。説明内容も混乱させるのが目的ではない。やりやすい整理を優先させて欲しい。ただし、指導の内容のとおり整理をすることで、誰にでも説明出来る、分かりやすい整理となるということをご理解いただきたい。

質問

地域資源保全管理構想を作成しない組織は補助金の返還となる、という説明であったが、どういう根拠でそのような我々を縛る話が出てきたか、教えて頂きたい。当初は管理構想の未作成が交付金返還につながるという認識はなかった。

回答

根拠は、実施要項に記載されている。活動要件の未達成ということになる。管理構想については雛形も配布しているので、作成して頂きたい。

質問

遊休農地は活動期間内に発生させてはいけないのは分かるが、5年間の計画を立てる段階で除外することは出来るのか。

回答

可能。ただし、次の5年間の計画策定時(再認定時)に見直しとなる。

質問

①金銭出納簿の日付について、本日説明があった内容に従って必ず修正していく必要があるのか。

②地域資源保全管理構想については、5年後が実際どうであろうと、策定時点での考えを記載すれば良いのか。

回答

①今すぐ修正する必要はないが、誰にでも説明出来る見やすい整理のために必要な事を説明したものである。このことはご理解頂きたい。

②構想であるので、5年後その通りとなっているか否かは問わない。

質問

構成員について確認したい。同一世帯でも、世帯主が農業者、配偶者や子供は非農家として扱ってよいか。つまり1世帯で何人参加しても1カウントか、否か、確認したい。(5人家族の世帯は1人となるのか、5人となるのか)

回答

子供や孫も非農家1名で扱って良い。人数が多くなる場合は、団体として登録すれば良い。

質問

団体へ日当を支払う際の領収書は「〇〇会 △名」で良いのか。

回答

団体の代表者への領収書の記載はそれでも良いが、内訳が必要である。

質問

高齢化、人材不足のため人集めに苦労している。いい方法があれば教えていただきたい。

回答

私たちが全県をまわって説明会を開催しているが、同様の質問、意見が多い。高齢化に伴い、活動そのものの参加者が減少している。この問題解消の一つの方法としては、隣の集落と統合して人員の行き来を可能にし、協働体制を整えることが有効と考える。また、人材登録のような形態で外部からの協力を得る、という方法もある。あるいは、隣接の組織といわず、もっと大きい形、例えば旧市町村単位の広域化という方法もある。人材、資金を不足地域に補填できるし、複数集落でそれぞれ行っていた事務の一本化などメリットは大きいと考える。ただし、地域ごとに事情は異なるので、地域外に出た人から活動に参加してもらったり、組織構成を見直したり、地域毎の工夫が必要となってくると思う。

質問

資料には祭事関連も活動対象となると記載されている。例えば五穀豊穡の祈願祭とか収穫祭、こういうものを実際に行っているところもあるようだが、実情としては神社における作業を対象としているのが大多数のようである。活動組織と神社の共同実施で、こちらから日当、経費など支出するのは可能なのか。以前、宗教と密接に関わるのは好ましくない、と指導された記憶があるのだが。

回答

支出は差し支えない。ただし「農」に関する祭りの準備作業などに限定される。

質問

昨年度、組織の広域化について説明があった。広域化によって、効率的な活動が可能となると理解しているが、この広域化をさらに拡大していくように、という指導が県からあったのか(多分そのような指導はないと思うのだが...)伺いたい。大きくなるのは結構だが、協定の各構成組織の意見や意向があって始めてまとまるものと考えている。

回答

秋田県としては、広域化を推進してはいるが、必ずしなさいとは指導していない。また、広域化組織の更なる拡大は指導していない。高齢化による人手不足の声が多く、広域化も一つの有効な手段ということで推進している。地域の皆さんに広域化のメリット、デメリットを十分考えていただき、その上で進めていただきたいと考えている。200町歩をさらに拡大することに地域の皆さんがメリットを感じ、賛成であるならば進めていただきたい。

質問

万が一の事故のため傷害保険に加入するように、ということであるが、国や県ではどの程度の補償の保険を勧めているのか。

回答

県や県協議会ではおすすすめ、指定はしていない。地域の皆さんで話合って決定していただきたい。補償額云々よりも、その前段階である安全対策が重要である。保険はあくまでも「万が一」のためのものであることをご理解いただきたい。

質問

当地域では、氏子が地域で絶えてきた祭事を復活させようとしているが、活動組織として協賛、共催してもよいものかお聞きしたい。

回答

どこまでの範囲、どこまでの作業協力をするのか、地域によって異なってくるため、市町村に個別に確認していただきたい。

4.説明会写真

鹿角支部 9/6



北秋田支部 9/4



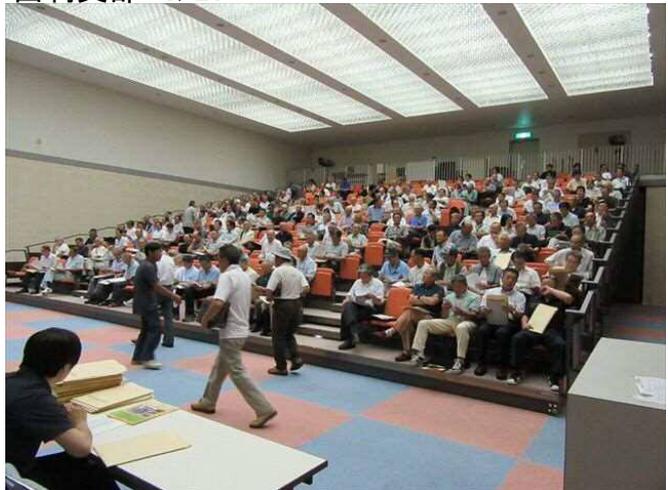
山本支部 8/30



秋田支部 9/1



由利支部 8/29



仙北支部 9/20



平鹿支部 8/24



雄勝支部 8/31

